

第六十八号議案

東京都福祉局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都福祉局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表二の部カの項中「五万二千八百円」を「四万四千六百円」に改め、同部ツの款3の項第九号を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。